

北海道指定有害動植物等総合防除計画の概要

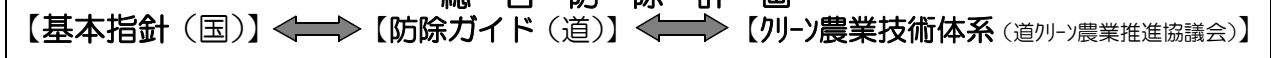
【計画の趣旨】

- 温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加、有害動植物の侵入まん延リスクの増加、薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生。
- 国では、植物防疫法を改正（令和4年5月公布）「指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を策定。
- 都道府県知事は、国の基本指針に則して、かつ、地域の実情に応じて、「指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画」を定めるものとされた。
- 国の基本指針や、道がこれまで策定してきた「北海道農作物病害虫・雑草防除ガイド」（以下「防除ガイド」という。）、「北海道クリーン農業技術体系」（以下「クリーン農業技術体系」という。）を踏まえ、「北海道指定有害動植物等総合防除計画」（以下「総合防除計画」という。）を策定する。

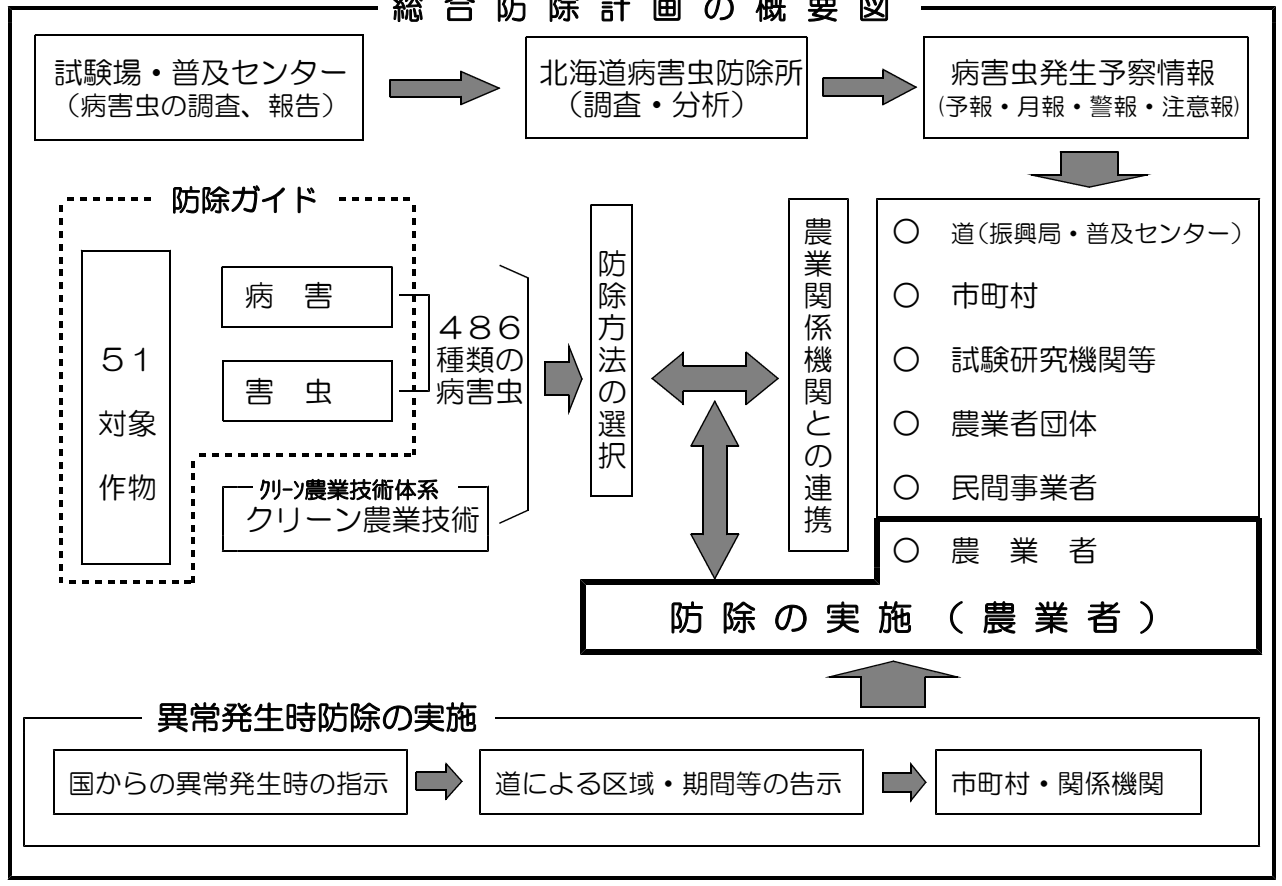
植物防疫法の改正

| | |
|---|---|
| <p>【基本指針（国）】 法第22条の2第2項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総合防除の推進の意義及び基本方向 ② 指定有害動植物の種類ごとの総合防除に関する基本事項 ③ 農業者が遵守すべき事項に関する基本事項 ④ 発生予察事業に関する事項 ⑤ 異常発生時の基準に関する事項 ⑥ 異常発生時防除の内容に関する基本的な事項 | <p>【総合防除計画で定める事項】 法第22条の3第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合防除の実施に関する基本的な事項 ○ 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容 ○ 異常発生時の防除の実施体制に関する事項 ○ 防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体等との連携に関する事項 ○ その他必要な事項 |
| <p>【計画の位置付け】 法第22条の3第1項による都道府県計画</p> | |

総合防除計画



総合防除計画の概要図



| | |
|---|---|
| I 指定有害動植物等の総合防除の実施に関する基本的な事項 | |
| 1 趣旨 (1) 有害動植物の防除の重要性 (2) 有害動植物のまん延リスクの高まり (3) 化学農薬に過度に依存した防除による影響 (4) 「みどりの食料システム戦略」の策定 (5) 総合防除の推進の意義 (6) 国による総合防除の推進 (7) 本道における総合防除の推進 (8) 総合防除の推進に係る SDGs のゴール (9) 計画期間 | <ul style="list-style-type: none"> 有害動植物の防除は、地域の農業生産の安定や持続的な発展を支え、食料の安定供給の確保を図り、極めて重要 温暖化等による病害虫の発生量の増加、分布域の拡大、薬剤耐性の発達など、農業生産への影響が懸念 土壌診断に基づく施肥管理など病害虫の発生の予防、気象等を踏まえた発生の予測、発生状況に応じた適切な防除の実施が必要 計画期間は5年間（令和6年度～10年度） |
| 2 病害虫防除の基本事項 (1) 総合防除の実施 (2) 総合防除の内容 (3) 総合防除の推進 (4) 発生予察に基づいた適正防除 (5) 防除組織の整備及び共同防除の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 防除は利用可能な選択肢から適時に適切な方法を選択して実施 51作物、指定有害動植物98種類、有害動植物388種類 輪作や抵抗性品種の選択など適切なほ場管理を指導 発生予察情報を活用し、適期に効果的な防除実施を指導 作業の安全と効果的な防除を行うため組織体制の整備を図る |
| 3 農薬の安全・適正使用に関する基本事項 農薬の使用及び保管等に当たっては、関係法規や通達等を踏まえ、危被害の発生防止に努める | |

| | |
|---|--|
| II 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容 | |
| 1 各作物の防除方法 水稲を始め51の作物ごとに、「病害」「害虫」の防除時期や方法などを具体的に示している | |
| 2 雑草の防除方法 (1) 除草剤使用上の基本事項 (2) 水稲 (3) 畑作物、園芸作物、飼料作物・草地 | <ul style="list-style-type: none"> 除草剤の性質・土壌条件・作物の生育状況等に十分注意した適期散布の励行、使用基準の厳守、均一散布、飛散防止、機械器具の洗浄などの基本事項 使用時の水管理や使用時期、散布方法、薬害、抵抗性雑草の対処方法などの注意事項 全面土壌散布や茎葉散布、使用時期などの注意事項 |

| | |
|------------------------------------|---|
| III 異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項 | |
| (1) 異常発生時防除の内容 (2) 異常発生時防除の実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> 指定有害動植物の拡散性に基づく異常発生時防除の内容を記載 国からの指示を受け、道は異常発生時防除を行う区域や期間を告示し、関係団体と連携して的確な防除の推進に努める |

| | |
|---|--|
| IV 指定有害動植物等の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項 | |
| (1) 道 | <ul style="list-style-type: none"> 総合防除の必要性に関する農業者への理解促進 発生予察情報の提供による適時・適切な防除指導 地域に合った防除体系の実証、農薬の安全かつ適正な使用を確保するための助言指導 |
| (2) 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> 発生予察情報や防除マニュアル等の情報提供等を含む防除指導 |
| (3) 試験研究機関 | <ul style="list-style-type: none"> 病害虫防除の研究による防除技術の開発・実証 |
| (4) 農業者団体 | <ul style="list-style-type: none"> 地域課題や病害虫の発生状況等の把握 発生予察情報の提供による地域の実情に応じた適切な防除指導 総合防除の必要性に関する農業者への理解促進 道や試験研究機関が行う研究開発や防除体系の実証等への連携 |
| (5) 民間事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 最新の科学的知見・総合防除技術・国や道の施策に関する情報の収集や提供 道や農業者団体等による防除指導や円滑な普及 農業者等への農薬や防除資材の安定供給 |
| (6) 農業者 | <ul style="list-style-type: none"> 総合防除計画に即した総合防除の実施 総合防除に関する理解の醸成 |